

HPV ワクチン定期接種の個別勧奨再開に伴う区の対応について

1. 経緯

HPV ワクチン（ヒトパピローマウイルスワクチン：子宮頸がん予防ワクチン）は、平成 25（2013）年 4 月 1 日定期接種化されたが、接種後疼痛等の反応により、同年 6 月 14 日より国から積極的な接種勧奨を控えるよう通知があり、それ以降、対象者への個別通知はせず、希望者にのみ予診票を送付する対応へと変更した。

最新の知見により、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、本年 4 月から積極的な接種勧奨を順次再開することになった。

2. 接種対象と接種方法

対象：小学校 6 年生から高校 1 年生（相当）の女兒

方法：使用可能なワクチンは 2 種類あり、いずれも 3 回接種

初回接種から接種完了まで最低でも 6 カ月必要

3. 周知

定期接種対象者及び保護者に、予防接種のお知らせ、接種予診票、厚生労働省作成のリーフレット（改訂予定）を個別に送付する。

4. 送付時期

令和 4 年 3 月下旬

5. キャッチアップ接種の実施

積極的勧奨差控え中に、接種機会を逃した方に対し公平な接種機会を確保するため、時限的に、定期接種の対象外に接種（キャッチアップ接種）を行うことになった。

対象は、積極的勧奨を差し控え中に定期接種年齢だった平成 9 年度から平成 17 年度生まれまでの女子で、期間は令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 3 年間とする。

なお、キャッチアップ接種対象者への接種勧奨は、定期接種対象者への周知以降、準備が出来次第、個別に送付する。